

# 四万十市建設工事改善計画 Ver.1



令和 4 年 4 月  
四 万 十 市

## 建設工事改善計画策定の背景

### 本市における課題・問題点

#### ○現状

- ・建設業における従事者・事業所数の減少、従事者の高齢化・若手入職者の減少
- ・四万十市発注工事において不調・不落が多発 etc

#### ○将来的

- ・公共インフラの整備・メンテナンスの「担い手」不足
- ・災害時における「守り手」不足
- ・地域経済の衰退



### 課題・問題点の改善策

国・県の方針を踏まえ、本市でも全庁的に様々な改善策を継続して取り組むことを通じて

- ・市発注工事における受注環境の改善を図る

と共に

- ・他の地元発注機関と連携・協力により全体の受注環境改善を図る



**現状の改善を図ると共に将来起こりうる課題や問題点の軽減・解決**

# 四万十市建設工事改善計画

四万十市の建設業は、広大な市域に広がる河川・道路等のインフラを整備・メンテナンスする「担い手」であると共に、災害時には市民の安心・安全の「守り手」として、その果たすべき役割はますます増大しています。

また、本市の市内総生産額は県内3位で、行政のみならず経済においても幡多地域の中核都市として、大きな役割を担っていますが、この市内総生産額の約1割は、建設業によるもので、これに生コンや砕石といった土石製品製造業等の関連産業を加えると、その割合は更に大きく「地域経済を支える主要産業」の一つともいえます。

このように、本市の建設業は、市民生活や地域経済を支える大きな役割を担っていますが、これまでの長年にわたる公共事業費の減少や競争の激化により、経営を取り巻く環境も悪化し、従業者の減少や高齢化、若年入職者の減少といった構造的な問題も生じています。

また、経営規模の小規模化や重機の保有台数の減少なども加わり、施工力の大幅な低下等も見られることから、ここ数年、本市の発注工事の約3割が入札不調という状況で、特に災害復旧や地域振興に必要な工事の不調は、「市民の安心安全の確保」や「活力ある地域づくり」にも深刻な影響を及ぼしているほか、再入札等による事務の増加に伴い行政コストの増加にも繋がっています。

更に、建設工事の担い手不足は、インフラのメンテナンスや近い将来確実に襲ってくる南海トラフ地震といった大規模災害への対応にも大きな支障となるなど、市民生活や本市の防災対策にとって看過できない様々な問題が生じてきます。

このため、本市建設工事における課題を明確化し改善策を講じる「四万十市建設工事改善計画」を策定し、建設業を取り巻く受注環境の改善と併せ、将来にわたる公共工事の品質と担い手の確保等に取り組むものです。



（一社）高知県建設業協会HPより

# 目次

1	四万十市における建設業の役割	1
2	四万十市の建設業を取り巻く状況	3
3	四万十市の発注工事	7
4	問題点・課題と四万十市の対策・取組	9
5	現在、四万十市が取り組んでいる改善策	11
6	今後、四万十市が取り組むべき改善策	19



# 第1章 四万十市における建設業の役割

- 広い市域に数多くあるインフラの整備やメンテナンスの「担い手」
  - 災害時には最前線で市民の安心・安全の確保を担う「守り手」
  - 本市の地域経済を支える「主要産業」
- ➔ **市民生活や地域経済を支える大きな役割**

## 1 インフラの整備やメンテナンスの担い手

本市は、市街地から放射状に延びる4つの国道を中心に県道・市道約1500路線が広がっているものの、中山間地域では未だ改良率も低く日常生活に支障をきたしている地域もあります。

加えて、四国横断自動車道佐賀～四万十間や国道441号に残る2つの工区も事業化されるなど、今後も高速道路から生活道路まで地域が真に必要な道路網の整備が不可欠となっています。

また、近年、豪雨災害が全国的に激甚化、頻発化している中で、本市は、四万十川・中筋川・後川という3つの直轄管理河川が貫流し、支川の数も600を超えていることから、治水安全度の向上も喫緊の課題となっています。

更に、広大な市域に広がる、これら数多くの道路・河川は、その機能を健全に維持するためのメンテナンスも不可欠と

なっており、建設業は本市のインフラの整備やメンテナンス等の「担い手」として、その役割は、これまでも増して重要となっています。

四万十市の道路・河川

	道路（農道・生活道除く）			河川		
	路線数	延長(km)	橋梁数	河川数	延長(km)	樋門数
国	1	29	37	3	40	56
県	24	249	134	100	303	22
市	1506	715	564	534	—	12

(四万十市調べ)

## 2 災害時における安心・安全を確保する守り手

近い将来の発生が予測されている南海トラフ地震の発生時には、津波による浸水や揺れによる家屋の倒壊などによって、本市は甚大な被害が発生することが想定されます。

また、近年、豪雨災害が全国各所で多発する中で、3本の1級河川が流れ、多数の土砂災害警戒区域が指定されている本市においては、豪雨災害への対応も大きな課題となっています。



このため、建設業は、大規模災害発生時における最前線での被害状況の把握、応急復旧活動、緊急輸送道路の啓開など、市民の安心・安全を確保する「守り手」として、大きな期待が寄せられています。

### 3 地域経済を支える主要産業

本市の総生産額は県内3位で、幡多地域の中核都市として行政のみならず経済においても大きな役割を担っていますが、この総生産額の約1割は、建設業によるもので、これに生コンや砕石といった窯業・土石製品製造業等の関連産業を加えるとその割合は更に大きなものとなっています。

また、日銀高知支店の経済分析でも「四国西南地域の景気の動向は、公共事業投資に大きく影響される。」といわれており、本市では、建設業が地域経済や景気を支える主要産業の一つとなっています。



(市町村経済統計に基づきグラフを作成)

## 第2章 四万十市の建設業を取り巻く状況

### 1 従業者の減少・高齢化

- 市内の建設業従事者は、公共事業費減少に比例し20年間で50%減少
- 同様に事業所数も平成18年から大きく減少
- 他産業に比べ高齢化も著しく4割が55歳以上で29歳以下は僅か9%

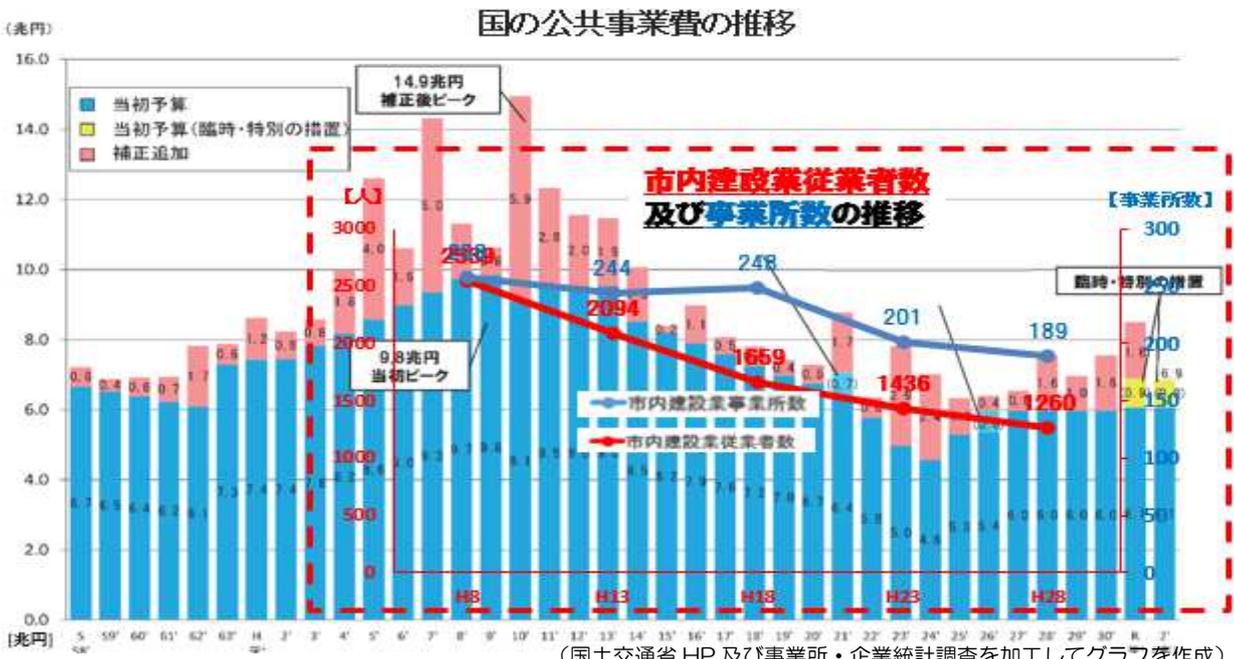
#### (1) 市内の建設業従事者は、20年間で50%減少

人口減少と高齢化により本市における労働人口はH7を100とするとH27は76で24ポイント減少、市内の全従業員数も傾向は同様で、ここ20年間で21ポイントの減少となっています。

そうした状況において、市内の建設業従事者は、国の公共事業費がH9をピークに大きく減少する中、これに比例するように1/2まで減少、又、建設業の事業所数もH18から公共事業費に比例して減少している状況で、今後も安定的な公共事業費の確保と担い手の育成等に取り組む必要があります。



(国勢調査及び事業所・企業統計調査を加工してグラフを作成)

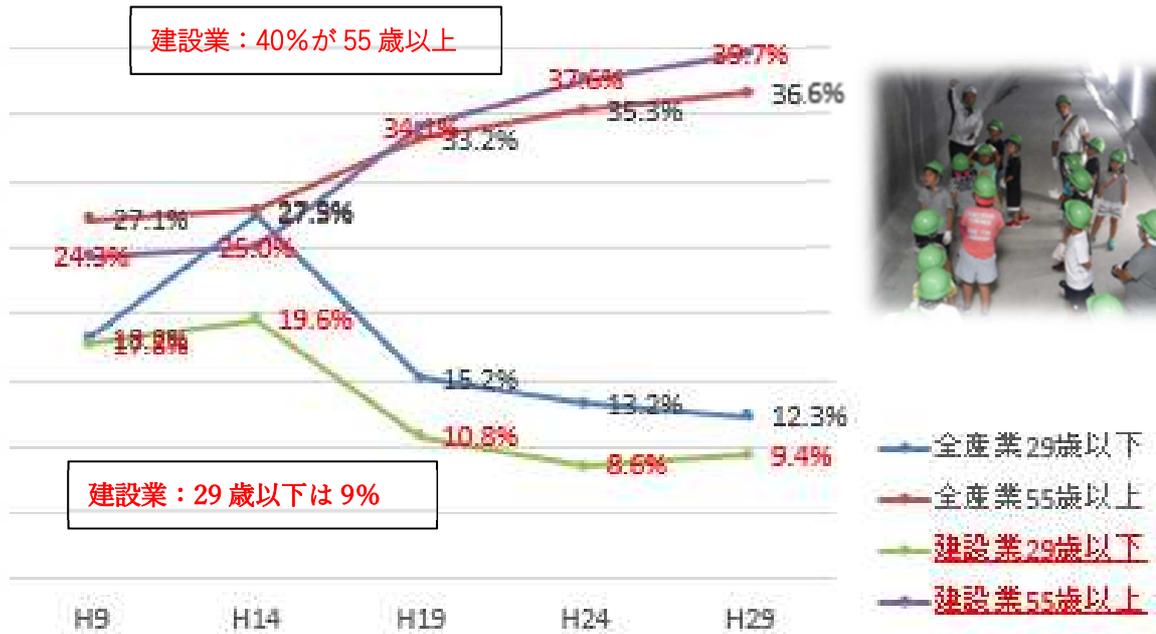


(国土交通省 HP 及び事業所・企業統計調査を加工してグラフを作成)

(2) 高齢化の進行

県内の建設業従業者は、55歳以上が4割を占める一方で、29歳以下は約9%と高齢化が他の産業に比べ著しくなっており、現場技能労働者の減少、若手入職者の減少といった構造的な課題に直面しています。また、このことは次世代への技術継承という問題も引き起こしています。

高知県内の全産業及び建設業の  
29歳以下55歳以上の割合の推移



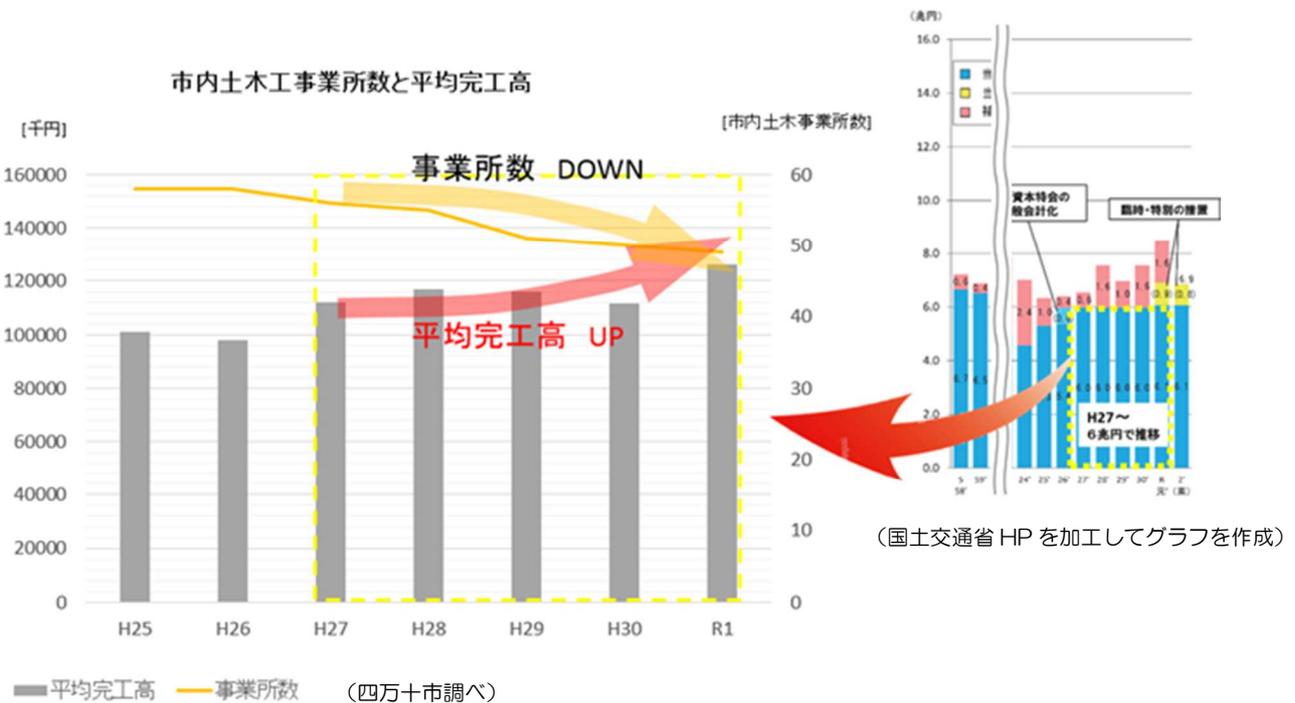
(国勢調査に基づきグラフを作成)

## 2 負担の増加

- 公共事業費はH27から横ばいで推移するも土木事業所数は減少し、1社当たりの受注量（≒負担）は増加
- 市民の安心・安全を守る防災対策や施設の老朽化対策等の新たな役割が増加
- 品質の確保や技術力の向上、労働環境の改善など新たな環境変化にも対応必要

### (1) 一社当たりの受注量（≒負担）の増加

公共事業費はH27から横ばいで推移しているものの、未だ市内土木事業所数の減少に歯止めがかかっておらず、一社当たりの受注量（≒負担）は増加傾向にあります。



### (2) 防災・老朽化対策といった新たな役割の増加

東日本大震災以降、避難路やタワー整備などの防災・減災対策や災害時における道路啓開などのように、市民の命を守るための役割が益々増加しています。また、笹子トンネル天井板落下事故を契機として、社会インフラの老朽化対策も義務化され建設業の役割は増すばかりです。



### (3) 公共事業の品質確保の促進に関する法律の改正による環境変化への対応

改正品確法により、予定価格の適正な設定（適正工期含む）、歩切の根絶、適切な設計変更等、発注者の責務が明確化されましたが一方で、受注者にとっても品質の確保や技術力の向上、労働環境の改善など新たな環境変化にも対応していくことが求められています。

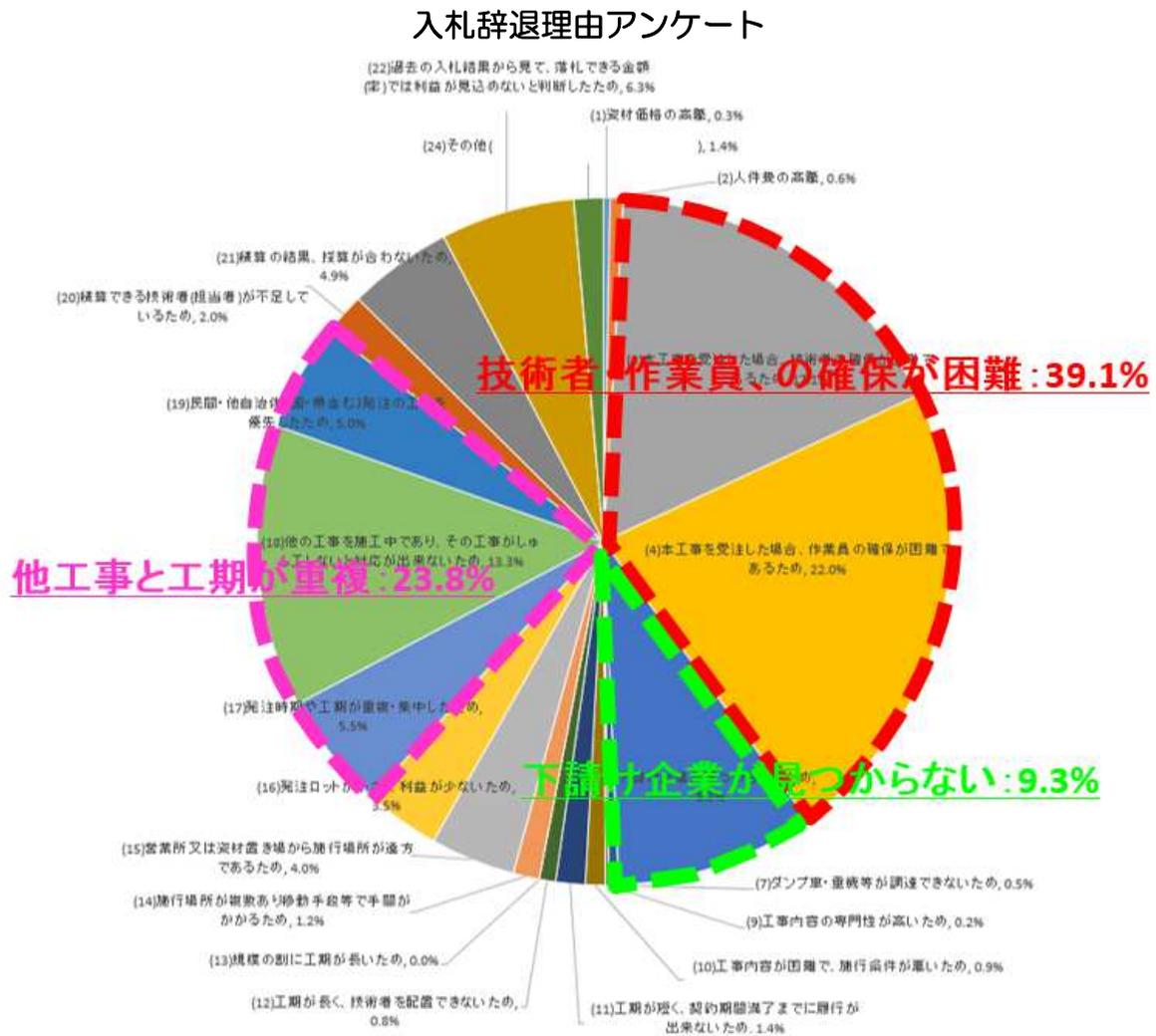
### 3 入札不調等の多発

○四万十市発注工事の約3割が入札不調、入札辞退多数  
 ○アンケート調査の結果、事業所数及び従業者数の減少や新たな負担が要因

#### (1) 入札不調・入札辞退の多発

四万十市の建設工事の多くは指名競争入札としていますが、近年、入札辞退者が多数でおり、発注工事の約3割が入札不調という状況となっています。

入札辞退の原因についてアンケート調査を行った結果、約4割が技術者・作業員の確保が困難、又、他工事と工期の重複が約2割、下請け企業が見あたらないが約1割で、建設業における事業所数及び従業者数の減少などが大きな要因となっています。



(四万十市調べ)

# 第3章 四万十市の発注工事

## 1 発注時期の偏り

○四万十市発注工事は2月から6月まで極端に少なく年間を通じた安定的な工事量の確保が困難  
 ○発注工事の約30%不調、入札辞退も約5割超

### (1) 発注時期の偏りと不調・不落の多発

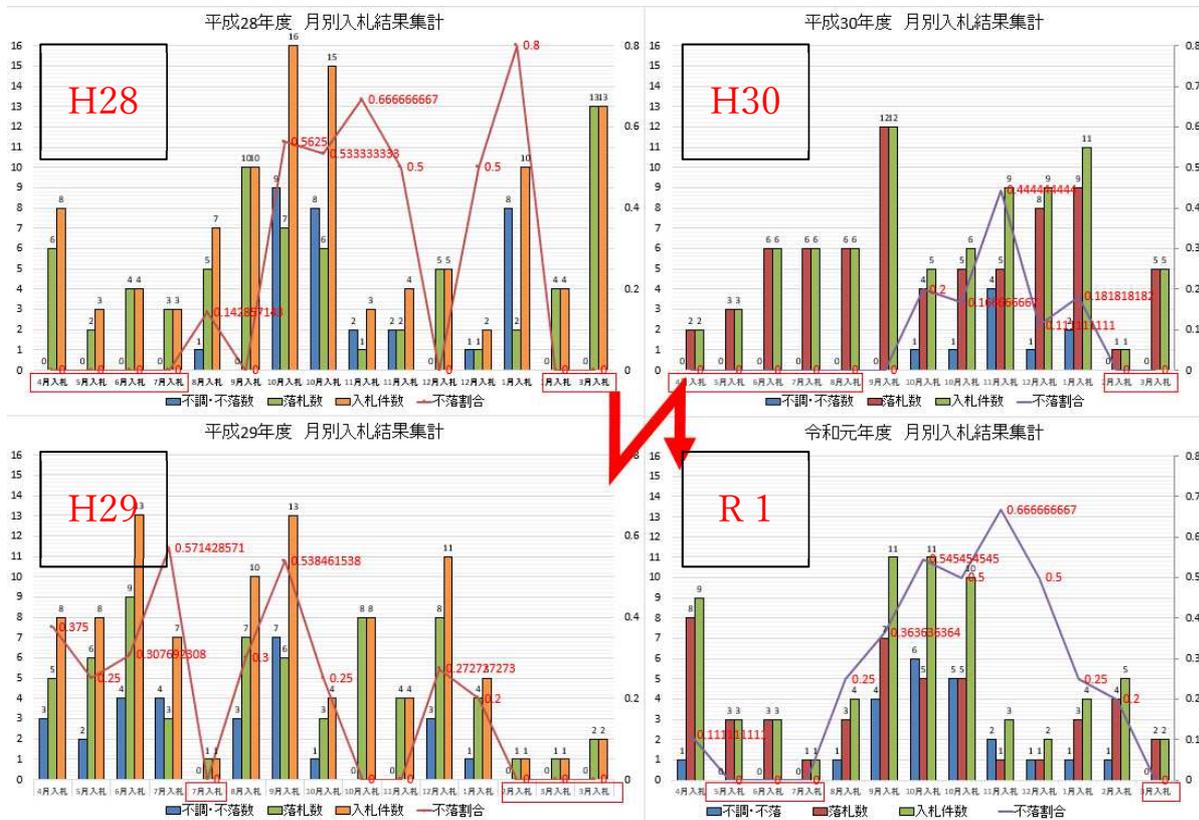
四万十市発注工事は、他の機関と同様に、その多くが9月から11月頃に集中しています。一方、2月から6月までは発注件数も極端に少なく、年間を通じて安定的な工事量が確保されているとは言い難い状況となっています。

また、このような発注時期の偏りにより、近年、発注工事の約30%が不調、入札辞退も約5割超で、特に令和元年の10月・11月の入札は発注工事の半数以上が不調という異常な事態でした。

四万十市発注工事における不調率・辞退率

	発注件数	不調件数	不調率	総指名数	辞退者数	辞退率
H28	107	31	29.0%	868	438	50.5%
H29	97	29	29.9%	846	522	61.7%
H30	83	8	9.6%	678	305	45.0%
R1	68	22	32.4%	556	363	65.3%

(四万十市調べ)



(四万十市調べ)

## 2 品確法改正後の取り組みの遅延

- 平成26年品確法が改正されて以降も平準化はもとより、様々な取り組みが他機関から大きく遅延の状態
- 安易な工事の一時中止や工期延期などもあり

### (1) 国・県や他市町村から大きく遅れた取り組み

四万十市発注工事については平成26年に品確法が改正されて以降も

- ・平準化の取組の遅れ

はもとより

- ・緊急対応の口頭契約
- ・設計違算による再入札
- ・電子入札の未実施
- ・一般競争入札、評点の入札への反映の未実施

など、様々な取り組みが国・県や他市町村から大きく遅れていました。

また、工事発注前に整えておかなければならない様々な調整事項が未済のケースもあり、安易な工事の一時中止や工期延期なども見られていました。



## 第4章 問題点・課題と四万十市の対策・取組

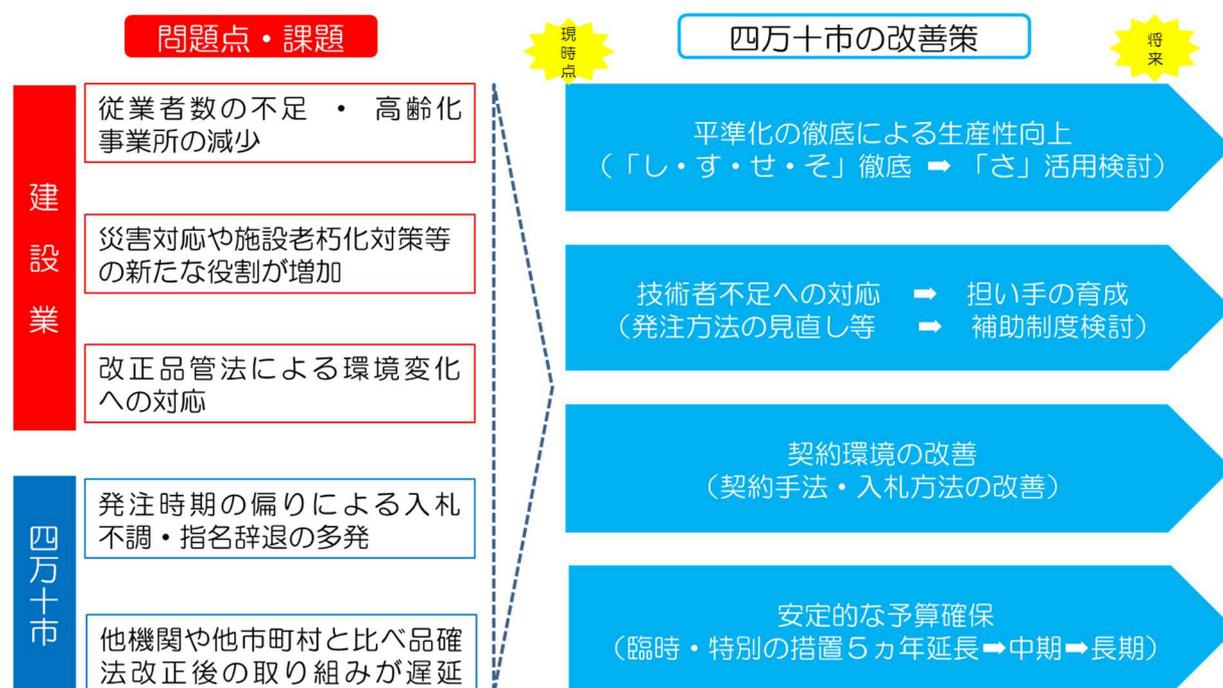
### 1 問題点・課題と四万十市の対策・取組方針

本市の建設業は、国の公共事業費の急激な減少などに伴い従業者や事業所が大きく減少しているほか、高齢化や若年労働者の新規入職の減少といった構造的な課題にも直面しています。

また、東日本大震災や笹子トンネル天井板落下事故などを契機として、市民の安心・安全を守るための防災対策や施設の老朽化対策等の新たな役割の増加に加え、改正品確法に基づく品質の確保や技術力の向上、労働環境の改善など新たな環境変化にも対応していくことも求められています。

更に本市では、品確法が改正されて以降も平準化はもとより、様々な取り組みが他機関から大きく遅延している状態で、発注工事の不調・不落も多発している状況です。

このため、市では発注工事の平準化の徹底や契約環境の改善など4つの柱をもって、建設業を取り巻く受注環境の改善と併せ、将来にわたる公共工事の品質と担い手の確保等に取り組むものとします。



尚、当該改善策は、「現在、取り組んでいる改善策」と「今後取り組むべき改善策」に区分し、「現在、取り組んでいる改善策」については、本計画の策定を契機に将来にわたって継続して取り組むこととします。

また、「今後取り組むべき改善策」については、可能な限り目標年次を定め、これの実現に努めることとします。

## 2 現在、取り組んでいる改善策（第5章参照）

## 平準化の徹底

- 全庁的な平準化の徹底 → P11～P13
  - (さ) 債務負担行為の活用【実施年度：未定】
  - (し) 柔軟な工期の設定
  - (す) 速やかな繰越手続き
  - (せ) 積算の前倒し
  - (そ) 早期執行のための目標設定



## 技術者不足への対応、契約環境の改善、予算確保

- 技術者不足への対応 → P14
  - ・小さな工事の集約化
- 契約環境の改善 → P15～P17
  - ・緊急時における災害復旧事業等の暫定契約制度（四万十市緊急工事等事務処理要領）
  - ・設計違算及び積算疑義申立て制度（四万十市建設工事に係る設計違算及び積算疑義申立て手続きに関する要綱）
  - ・入札参加資格審査申請システム導入
- 安定的予算の確保 → P18
  - ・臨時・特別の措置5カ年延長、高速延伸・治水対策等の推進

## 3 今後、取り組むべき改善策（第6章参照）

## 平準化の継続、更なる予算確保、契約環境の改善、技術者不足等の対応・担い手の育成

- 全庁的な平準化の徹底の継続 → 【再掲】P11～P13
- 中・長期安定的な予算の確保 → 【再掲】P18
- 契約環境の改善 → P19～P22
  - ・市職員の建設業研修【実施年度：R4～】
  - ・災害復旧事業等における一般競争入札【実施年度：建設協会との協議】
  - ・見積活用方式の活用【実施年度：R4～】
  - ・他自治体との連携による電子入札の導入【実施年度：未定】
  - ・その他検討事項【実施年度：未定】
    - ① 工事評価・地域貢献度評価の入札反映
      - ➡ 品質確保や地域貢献の評価を入札に反映することを検討
    - ② 指名競争入札に係る1社応札の有効化
      - ➡ 従来より広く指名を行い、応札可能業者が1社であっても入札の実施を検討（特に災害復旧事業のように緊急性を有する工事は原則有効化）
- 技術者・労働者不足への対応・担い手の育成 → P23～P26
  - ・週休2日制モデル工事の実施と周知【実施年度：R4～】
  - ・WEBによる現場確認（遠隔臨場）【実施年度：建設協会との協議】
  - ・未来の担い手育成【実施年度：建設協会との協議】
  - ・その他検討事項【実施年度：未定】
    - ① 支援制度の検討
      - ➡ 省力化や担い手育成等への支援制度を検討
    - ② ICTの全面的な活用に向けた技術力の向上
      - ➡ 受発注者は相互に連携しながら必要な役割を果たすための職員の技術力の向上

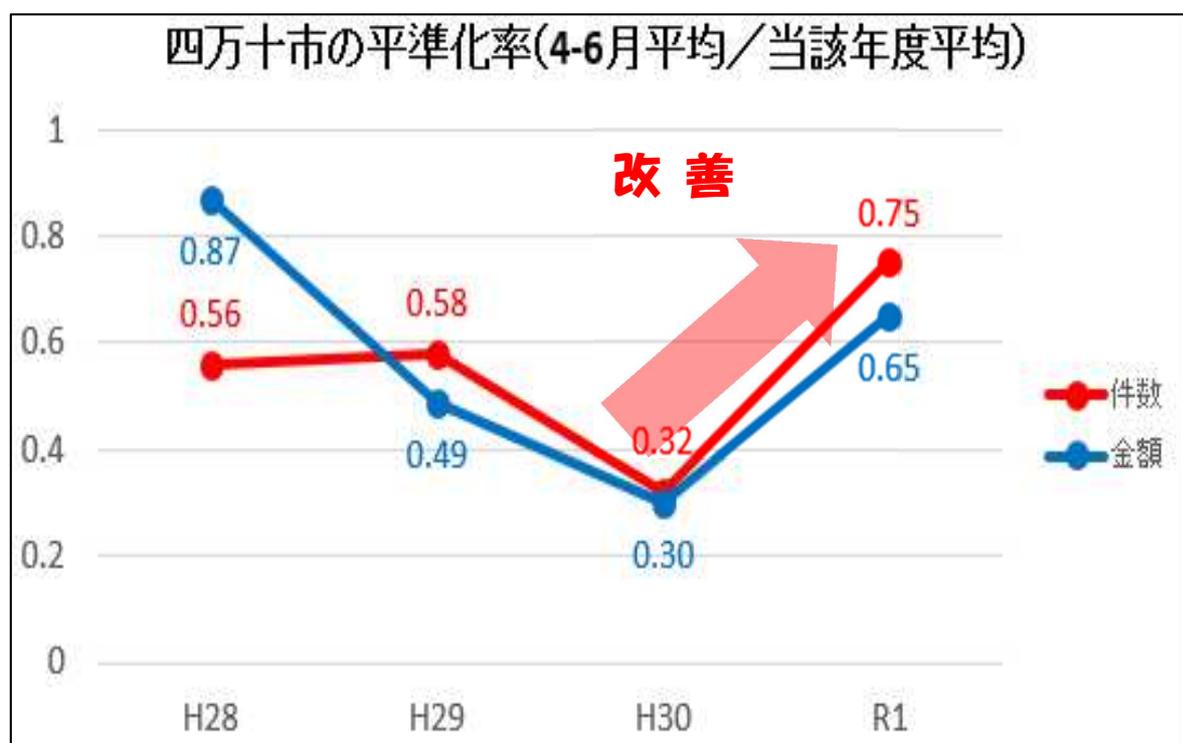
## 第5章 現在、四万十市で取り組んでいる改善策

### 1 全庁的な平準化の徹底

#### (1) 平準化の状況

本市の平準化率は、H28 から連年低下したものの、R1 は下のグラフのとおり大幅に改善されてきました。

但し、改善した R1 の平準化率でも、高知県全体で見ると全市町村の 10 位程度に留まることから、今後も更に積極的な取り組みが不可欠です。



(四万十市調べ)

#### (2) 平準化の徹底

##### ① (さ) 債務負担行為の活用

ゼロ債等については、予算が 100%確保できる保証がないがために、現在、活用に至っていませんが、今後も引き続き、活用方法を検討します。

##### ② (し) 柔軟な工期設定

工期設定や施工時期の選択を柔軟にすることで受注者は、効率的で円滑な施工時期の選択が可能となります。

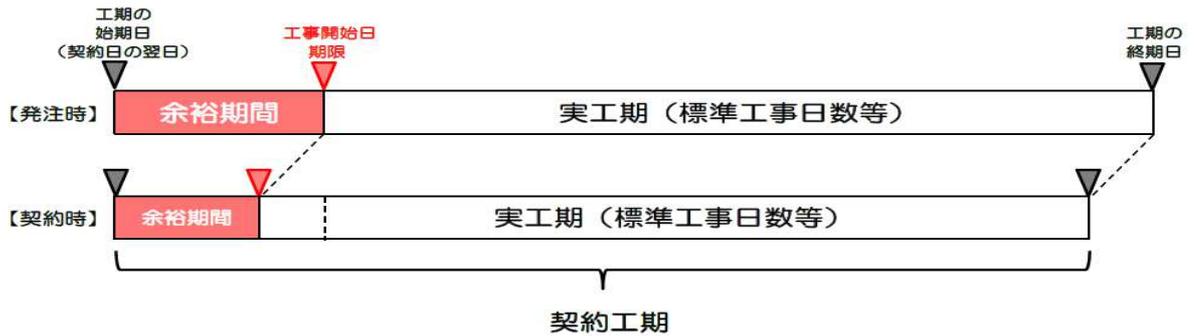
このため、契約締結日の翌日から起算して 90 日以内で工事開始日を選択できる余裕工期設定工事(任意選択方式)を創設したことから、今後は、この制度の積極的な活用に努めます。

### 工期の設定（イメージ）

<発注者指定方式>



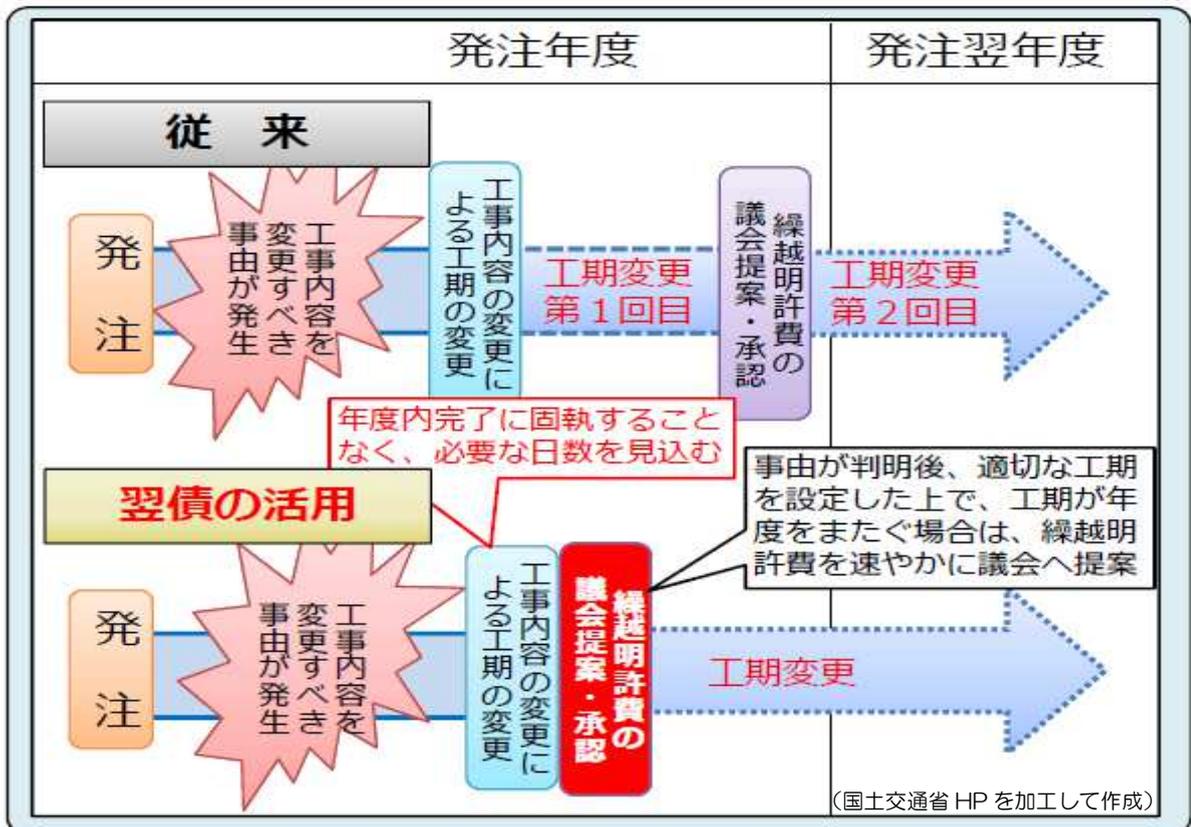
<任意選択方式>



#### ③ (す) 速やかな繰越手続き

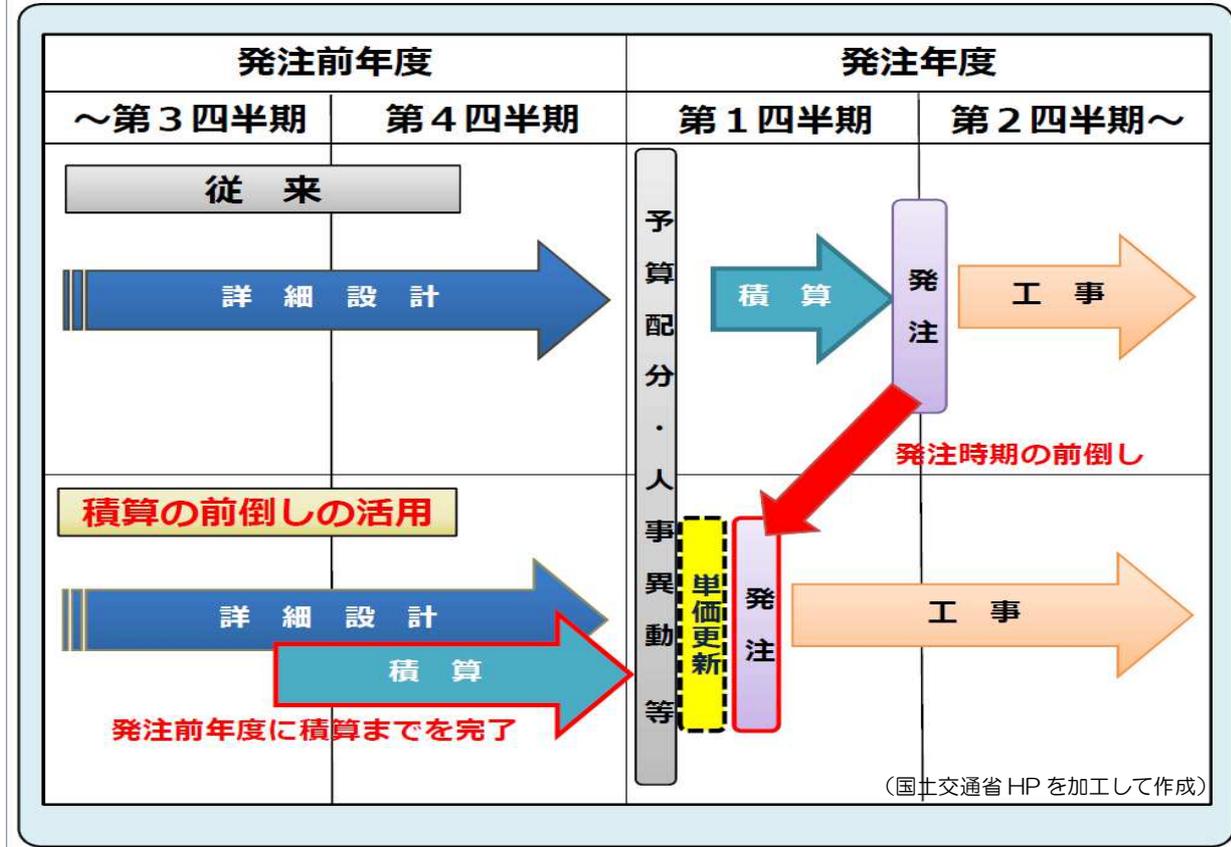
工事を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、資材の入手その他やむを得ない理由により、契約内容等の見直しが生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合があります。

こういった際には、3月を待たず6月・9月・12月の早い段階で議会手続きを経ることにより、適切に工期を設定するよう努めます。



⑤ (せ) 積算の前倒し

工事発注前年度に詳細設計業務（用地買収・関係機関協議を含む）等の必要な手続と積算を完了させ、最新単価の更新だけで完成できるよう下準備を行うことで、発注時期の前倒しが可能となるよう努めます。



⑥ (そ) 早期発注に向けた目標設定

年末や年度末に工期末が集中することのないよう、上半期（特に 4～6 月）における工事発注率の目標設定し、早期発注など計画的な発注を実施します。

なお、目標設定した工事については年間の工事発注見通し反映するほか、予定時期を過ぎても入札できない場合は、担当者のヒアリング等も行い理由を明確し、改善策を講ずることとします。

令和 2 年度 四万十市公共工事発注見通し(見直し)

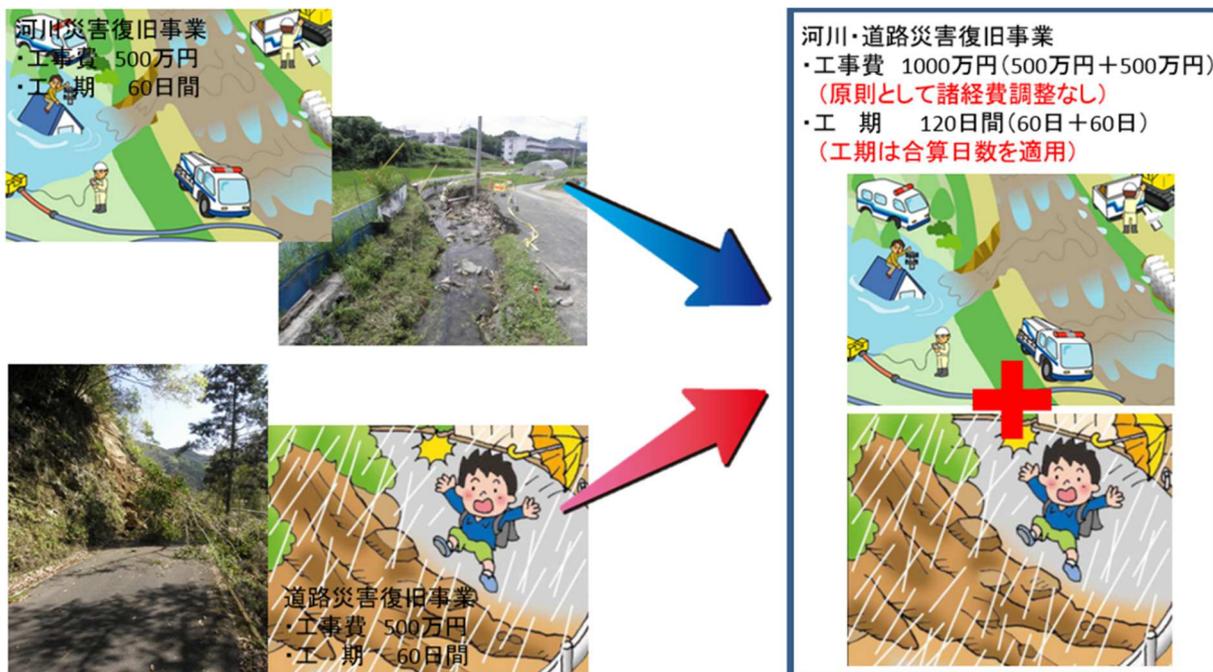
公表区分	■見直し	入札区分	指名競争入札	※ここに掲載している金額は、実際の発注と異なる場合があります。				
工事名・業務名	工事場所	金額(百万円)	工事種別	工事期間	発注時期	工事概要	備考	
四万十市道路橋定定期点検診断業務	中村地域	36	業務委託	R2.11~R3.3	第3-四半期	橋梁点検・診断 N=87橋		
市道岩田線(岩田橋)橋梁補修工事	岩田	40	土木一式工事	160日	第3-四半期	支保取替工1式、緩地趾補工1式、増設橋桁工1式		
市道中山馬越線道路整備詳細設計業務	具同	8	業務委託	110日	第3-四半期	道路詳細設計 L=130m 用地取量 A=0.5万m <sup>2</sup>		
市道新開西側線	横橋	10	土木一式工事	120日	第3-四半期	土工1式(擁行延長L=104m、L型擁壁L=20m)		
市道西シノベ線外舗装工事	江ノ村	9	舗装工事	100日	第3-四半期	舗装工 A=1400m <sup>2</sup>		
市道利岡田野川藤線道路改良工事(その3)(除却)	利岡	8	土木一式工事	110	第3-四半期	擁壁工 34m 排水構造物工 60m		
普通河川森沢川・普通河川シラオ谷川河川災害復旧工事	森沢外	12	土木一式工事	150	第3-四半期	①復旧延長9.5m、ブロック積45m <sup>2</sup> 、仮設道路33m②復旧延長7.0m、ブロック積20m <sup>2</sup>		
市道城東線・市道高校東通線道路災害復旧工事	中村	8	土木一式工事	130	第3-四半期	①復旧延長7.0m、ブロック積35m <sup>2</sup> ②復旧延長5.5m、ブロック積17m <sup>2</sup>		
普通河川池田川河川維持工事(仮称)	具同	6	土木一式工事	90日	第3-四半期	土工延長L=20m、物置去工V=9.0m <sup>3</sup> 、擁壁工 A=57m <sup>2</sup>		
普通河川樋ノ口外河川浸透工事	安並外	7	土木一式工事	90日	第3-四半期	4河川(掘削・運搬・処分V=500m <sup>3</sup> )		
市道具同三里線外側溝補修工事	三里、大用	3	土木一式工事	45日	第3-四半期	土工延長L=20m、側溝工L=20.0m、横断側溝L=3.0m×2箇所	(再入札)	
古津賀第2団地側溝補修工事	古津賀	6	土木一式工事	90日	第3-四半期	土工延長 L=50m 側溝工 L=50.0m		
於東線他側溝補修工事	中村於東町外	6	土木一式工事	90日	第3-四半期	土工延長 L=30m 側溝工 L=30.0		

## 2 技術者不足への対応

### (1) 小さな工事の集約化

不落・不調の大きな原因の一つに技術者不足があることから、災害復旧事業・道路維持工事等、規模の小さく、且つ、近接する工事箇所については、集約して発注することで、複数の現場を少ない技術者の配置で対応可能とするよう努めます。

なお、諸経費は原則調整なし（施工箇所が1 km以内で点在する工事や工種区分が同一の工事を除く）とすると共に、工期は、全体工事費からではなく、可能な限り個々の現場の適正工期を合算して設定します。



(イラスト：国土交通省 HP を加工して作成)

### 3 契約環境の改善

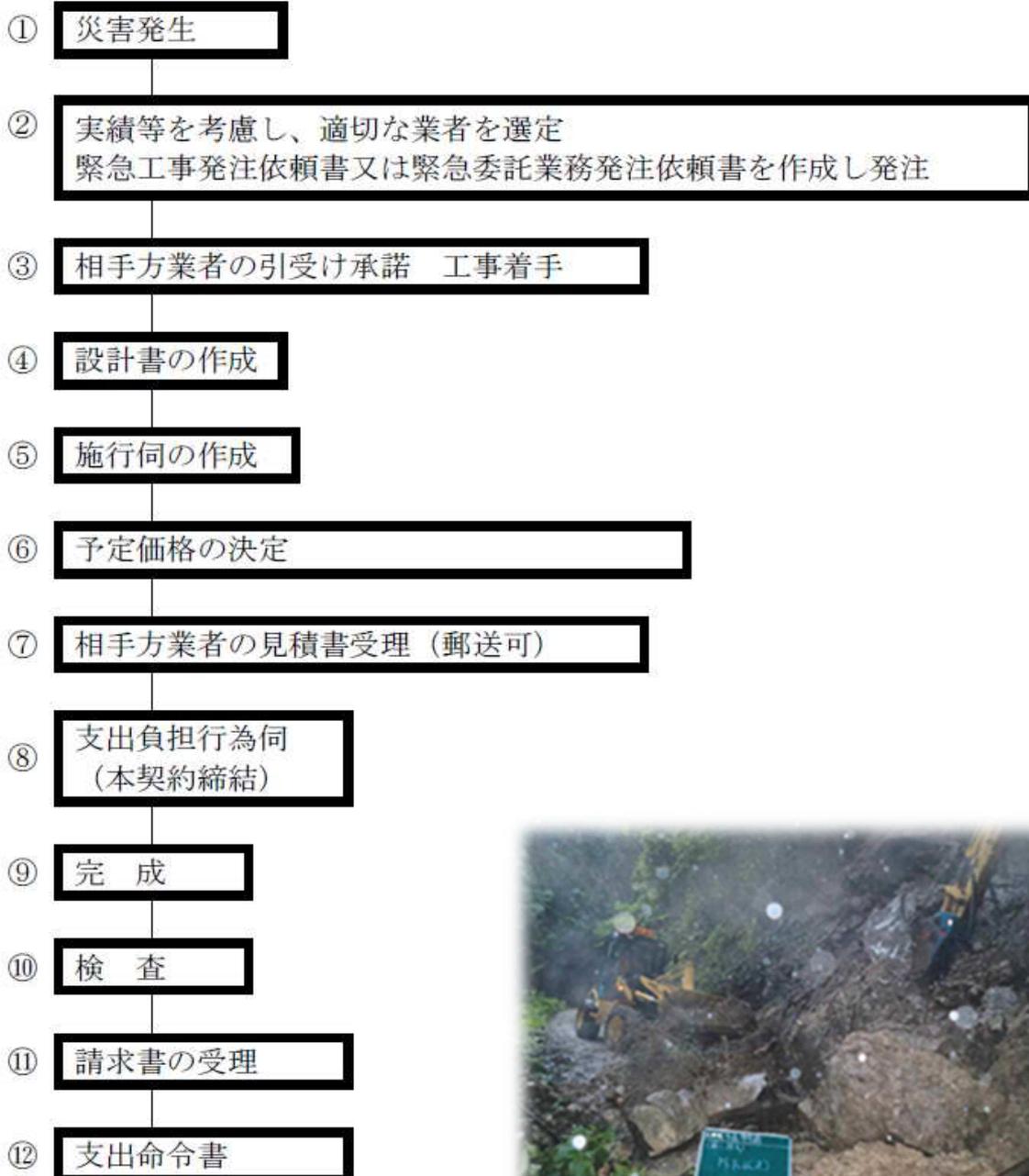
#### (1) 緊急時における災害復旧事業等の暫定契約制度（四万十市緊急工事等事務処理要領）

直ちに対応しなければならない市民の生命や財産等に危険を及ぼす災害等の緊急対応は、期間を要する通常の契約手続きを行うことは困難となります。

こういった緊急復旧工事を円滑に実施するためには、契約を迅速に行い、受注者が円滑且つ安心して、工事が実施できる環境づくりが不可欠となります。

このため、契約の方法や精算までのプロセスを予め定めた暫定契約制度（四万十市緊急工事等事務処理要領）を創設したことから、緊急復旧工事等においては、必ず本制度を活用することとします。

#### 四万十市緊急工事等事務処理要領手順



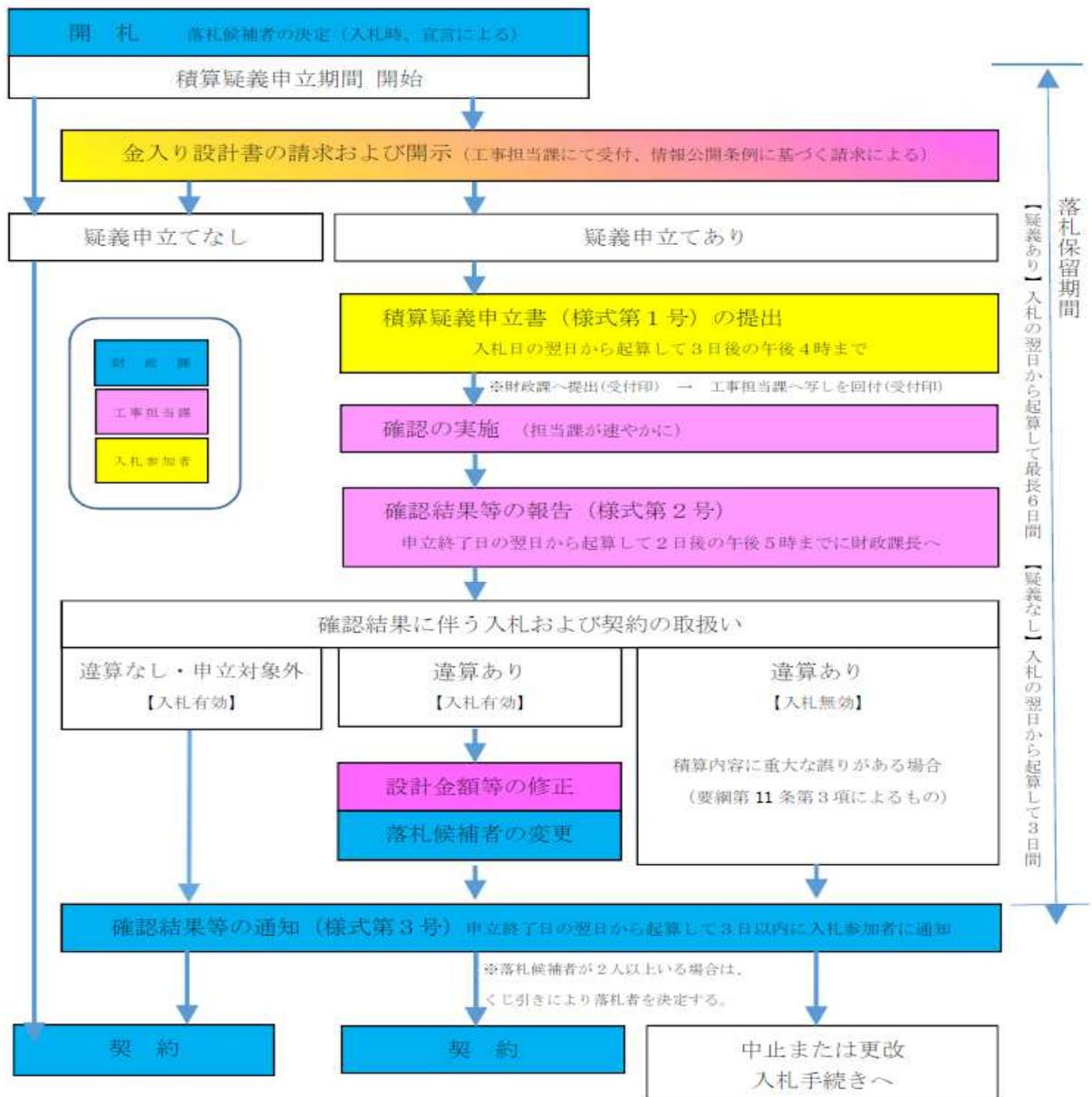
(2) 設計違算及び積算疑義申立て制度（四万十市建設工事に係る設計違算及び積算疑義申立て手続きに関する要綱）

設計違算が判明した場合でも、正当な受注者と迅速な契約締結が不可欠であるが、これまで設計内容を変更し再入札としていました。

このため、初回入札の正当な落札者との契約ができないばかりか、指名された側にとっては、再積算による時間的ロスや工期の縮小などの負担増となる場合があります。

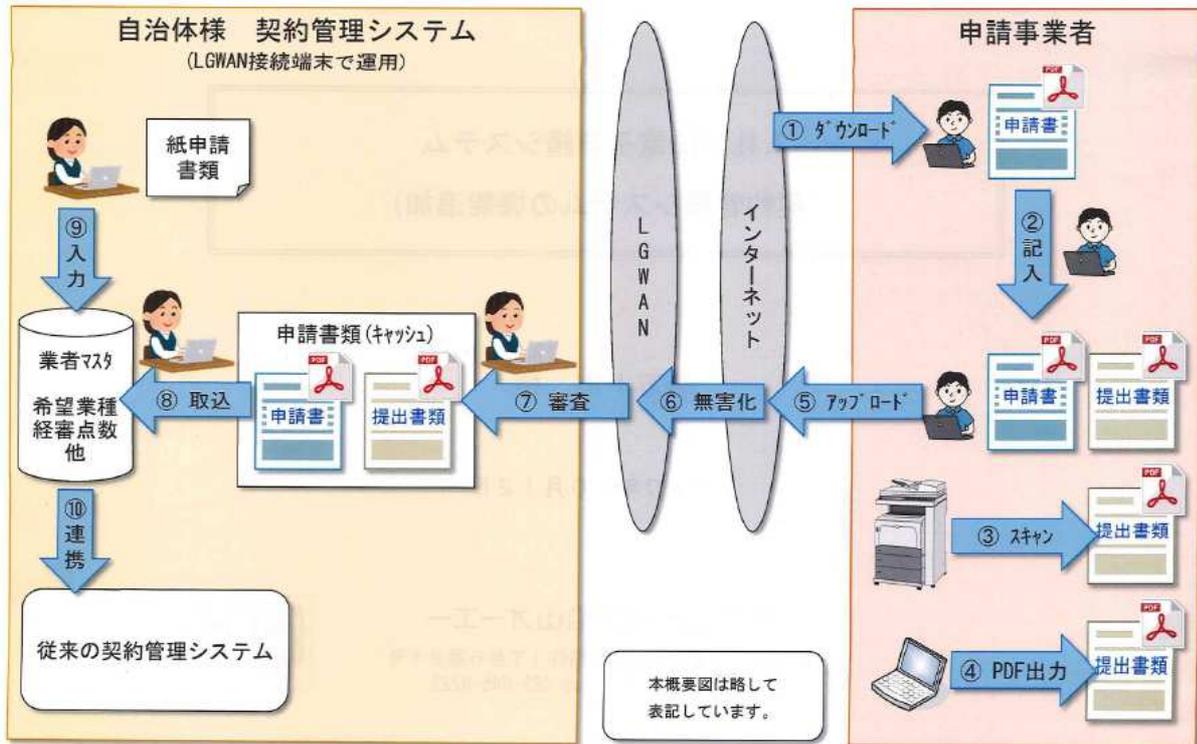
そこで、設計違算が生じた場合の対応を予め定め、初回入札の正当な落札者と速やかに契約できる制度（四万十市建設工事に係る設計違算及び積算疑義申立て手続きに関する要綱）を構築したことから、今後は当該制度を活用し、入札の公正性と契約の迅速化を図るものとなります。

四万十市建設工事に係る設計違算及び積算疑義申立て手続きに関する要綱手順



### (3) 入札参加資格審査申請システム導入

建設工事等に関し契約事務を管理するシステム及び入札参加資格審査申請をオンライン化できるシステムを構築したことから、今後、当該システムを活用し、市はもとより建設業にとっても契約事務の省力化、効率化を図ることとします。





## 第6章 今後、四万十市が取り組むべき改善策

### 1 全庁的な平準化の徹底の継続

5-1-(2) 参照

### 2 更なる中期安定的な予算の確保（高速延伸・治水対策等の推進）

5-4-(1) 参照

### 3 契約環境の改善

#### (1) 市職員の建設業研修【実施年度：R4～】

工事発注は、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議等を整えることが基本ですが、発注前に整えるべき様々な調整事項が未済で、安易な「工事の一時中止」や「工期延期」などの事例が見受けられ、これにより、受注者は、労務者や重機の配置転換、現場管理費等の増加、配置技術者の選任等、大きな損失が生じる場合があります。

このため、発注する市職員等が研修を通じて、受注者に与える様々な損失を理解し工事発注を行うよう努めると共に、建設業職員も現場を円滑に稼働させるため、市発注部署で発注者業務を理解する発注者業務研修を行います。

#### 研修内容（例）

##### ①工事一時中止に係る損失研修

建設業から現場経費や労働者を管理する方を講師に招き、工事の一時中止や工期延期によって生じる様々な損失や官積算と実行予算の見積りごとの違いによる経費への影響等の研修を行う。



##### ②工事一時中止に係るガイドライン研修

不測の事態によって工事を中止することとなった場合でも、円滑な工期延期や増額費用の算定が行えるよう「工事一時中止に係るガイドライン」について内部研修を行う。

##### ③現場研修・発注者業務研修

- 市職員が工事現場で建設業の技術者・労務者と一緒に作業することで現場での苦勞を理解する現場研修を行う。
- 建設業職員が現場を円滑に稼働させるため、市発注部署で発注者の業務を理解する発注者業務研修を行う。



(2) 災害復旧事業等における一般競争入札【実施年度：建設協会との協議】

近年、規模の小さい災害復旧事業の入札不調が多発していることから、小さな工事の集約化など取り組んでいるものの入札不調の抜本的な解消には至っていません。

このため、発注計画での公表が難しい現年災害復旧事業等で、標準的な工事については、地域に関係なく制限付き一般競争入札を導入し、手持ち工事のない・少ない建設業の受注機会の創出を図ります。

制限付き一般競争入札概要（案）

1 対象工事

災害復旧事業等で護岸・路側のブロック積等が主な工種となる標準的な工事

2 入札参加者の制限

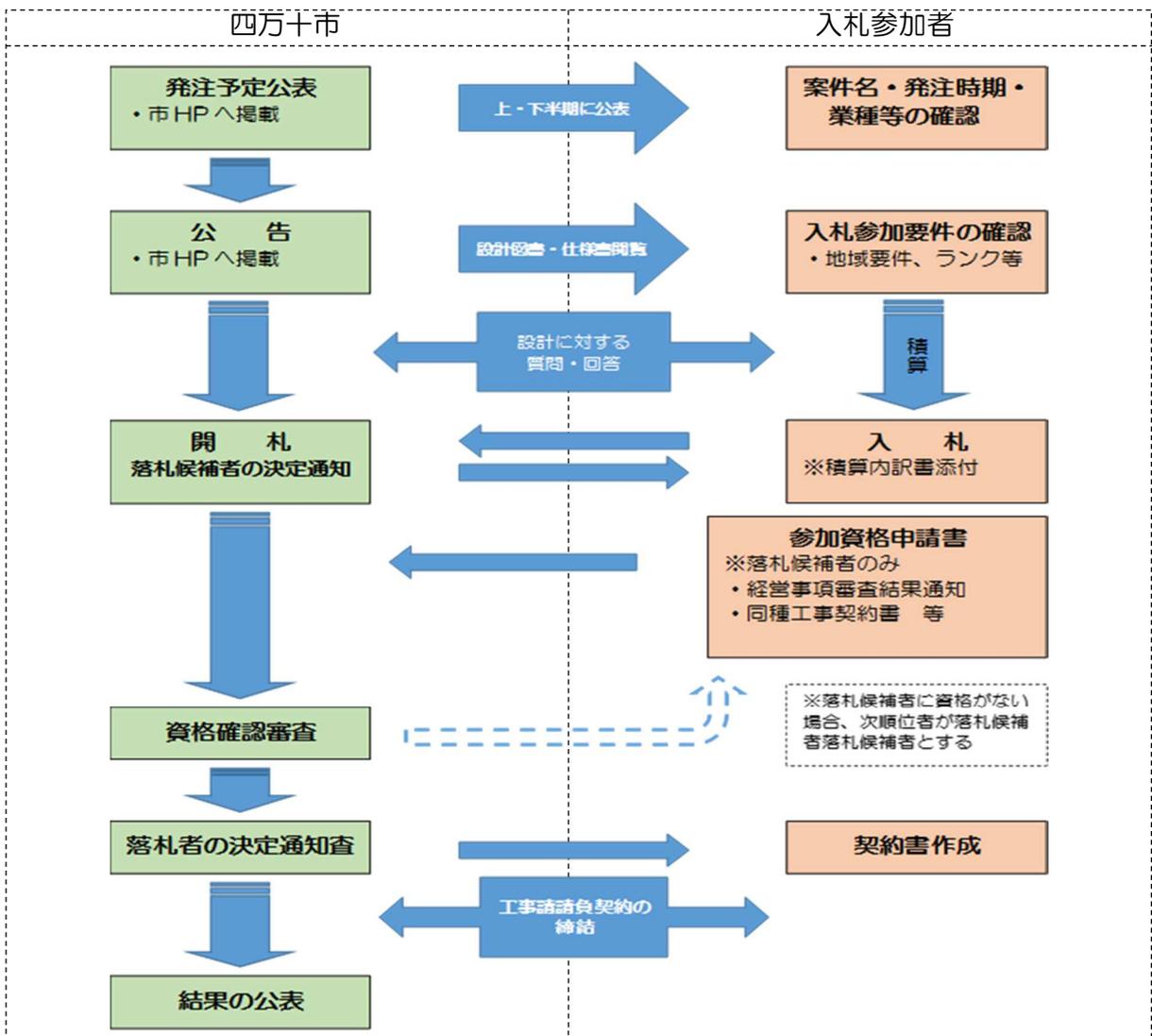
四万十市内に本店を有するもの

〇級で四万十市内に本店を有するもの etc

3 参加資格確認審査

事前 or 落札候補者

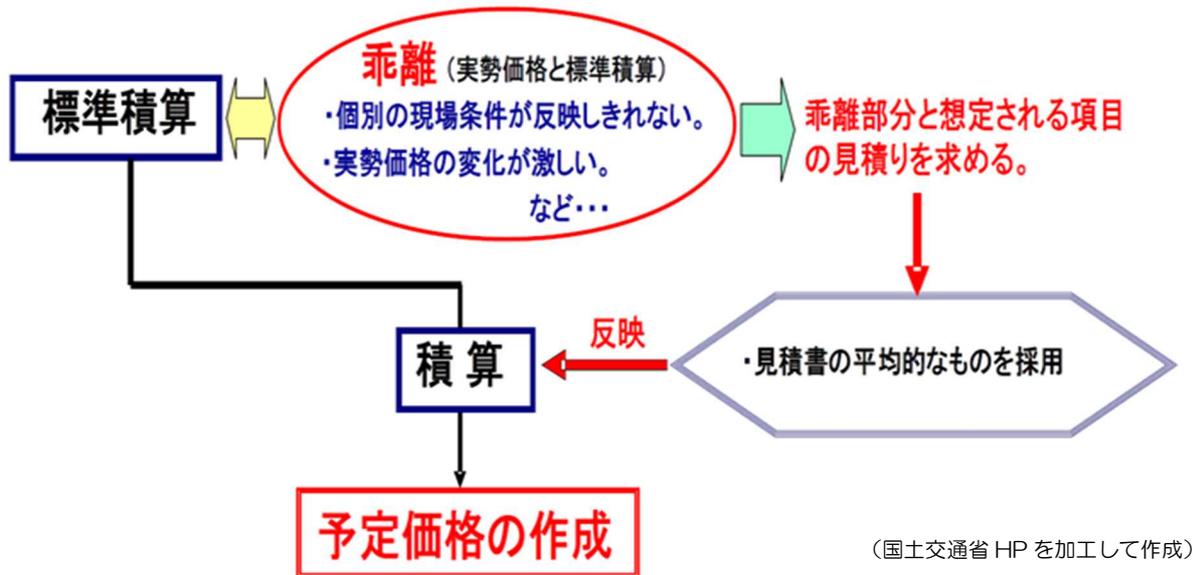
制限付き一般競争入札の手順



### (3) 見積活用方式の活用【実施年度：R4～】

発注者の積算と乖離がある工事については、入札の不調・不落の原因ともなっていますが、この原因の多くは、標準積算では個別の現場条件が反映しきれない場合があることや実勢価格の変化が激しいことなどとなっています。

このため、予定価格の作成にあたり乖離部分と想定される項目については、競争参加者の見積もりを活用し、現場条件や実勢価格の変化を反映できるよう努めることとします。



#### 対象工事

##### 1 対象工事

- (1) 標準積算と実勢価格の間において乖離が生じ、不調・不落になった工事
- (2) 過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事、又は標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事

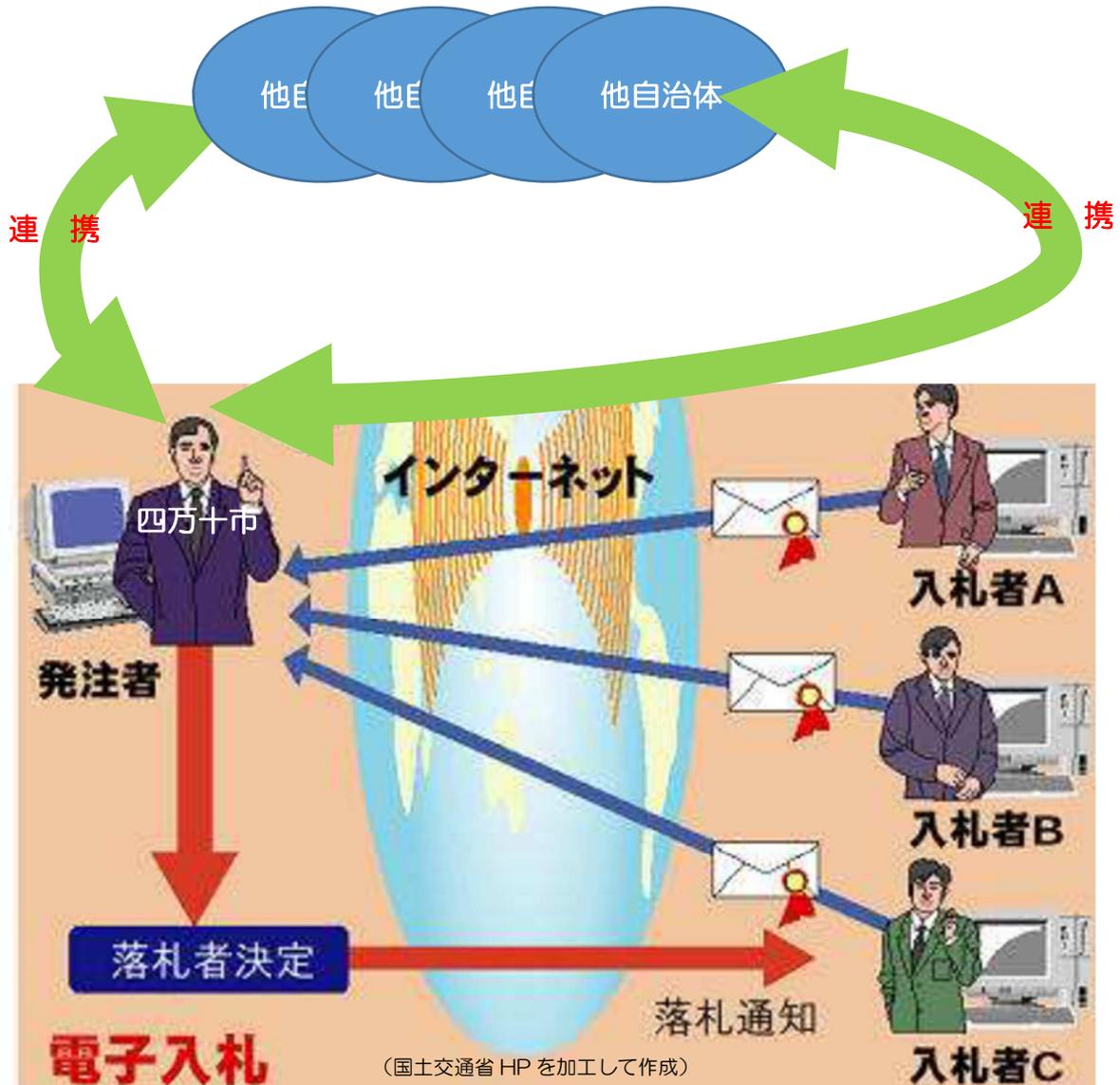
##### 2 対象項目

- (1) 直接工事費のうち、内訳書又は現場条件等から標準積算と乖離がある材料単価、複合単価、市場単価及び見積単価
- (2) 共通費のうち、共通仮設費及び現場管理費の積上げ分、又は率計上分で、現場条件等により標準積算と乖離が予想される項目

**(4) 他自治体との連携による電子入札の導入【実施年度：未定】**

建設業界からも要請のある電子入札の導入については、入札参加に伴う拘束時間・コストの縮減や入札書・委任状の不備による無効入札の防止、透明性の確保、入札回数の増加等、様々なメリットがあります。

一方、その導入経費は莫大で、本市のみによるシステム構築は非効率的であることから、維持経費を軽減できるよう他自治体と連携しシステムを構築することを積極的に検討します。



**(5) その他検討事項【実施年度：未定】**

① 工事評価・地域貢献度評価の入札反映

➡ 品質確保や地域貢献の評価を入札に反映することを検討します。

② 指名競争入札に係る1社応札の有効化の検討

➡ 従来よりも広く指名を行うことで、応札可能業者が1社であっても入札を実施することを検討します。

※特に災害復旧事業のように緊急性を有する工事は原則有効化

## 4 技術者・労働者不足への対応・担い手の育成

### (1) 週休2日制モデル工事の実施と周知【実施年度：R4～】

国土交通省では、建設業における労働環境改善の取り組みを推進するため、週休2日制モデル工事を実施、又、高知県でも週休2日制モデル工事実施要領を制定しています。

一方、本市では、受注者から申し出があれば週休2日制に対応しますが、周知が徹底していないためか、活用が少ない状況となっています。

このため、市でも積極的に週休2日制モデル工事を実施すると共に市発注工事が週休2日制に対応可能なことを広く周知し、労働環境改善を推進します。

#### 経費の負担（案）

次に掲げる経費に、それぞれの補正係数を乗じた補正

#### (1) 4週8休以上

(週休2日)

- 労務費 1.05
- 機械経費(賃料) 1.04
- 共通仮設費 1.04
- 現場管理費 1.06

#### (2) 4週7休以上8休未滿

(現場閉所率 25.0% (7/28日) 以上 28.5%未滿)

- 労務費 1.03
- 機械経費(賃料) 1.03
- 共通仮設費 1.03
- 現場管理費 1.04

#### (3) 4週6休以上7休未滿

(現場閉所率 21.4% (6/28日) 以上 25.0%未滿)

- 労務費 1.01
- 機械経費(賃料) 1.01
- 共通仮設費 1.02
- 現場管理費 1.03

#### 週休2日制モデル工事実施中

この工事は、建設産業の就労環境改善に取り組むため、原則、土曜日及び日曜日を休工期とするモデル工事です。

受注者：(株)〇〇建設

発注者：四万十市

(2) WEBによる現場確認（遠隔臨場）【実施年度：建設協会との協議】

公共工事の現場において「段階確認」「材料確認」等の「立会」を必要とする作業は監督職員の予定に左右され現場の稼働に影響を及ぼす場合があります。

このため、WEBによる現場確認（遠隔臨場）を制度化すると共に、発注者もWEB監督業務に必要な機材・通信環境等の整備とその活用のための技術習得に努め、受発注者の作業効率の向上と併せ、契約の適正な履行として施工履歴を管理することとします。



実施手順	受注者の実施項目
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">施工計画書</div> <div style="text-align: center;">↓</div>	①施工計画書の作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目</li> </ul> ②機器の準備 <ul style="list-style-type: none"> <li>「記録」に関する機器</li> <li>「配信」に関する機器</li> </ul> ③段階確認等の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>事前準備</li> <li>撮影の実施（※1）</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">機器の準備</div> <div style="text-align: center;">↓</div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">映像と音声による段階確認等の実施</div>	

（国土交通省 HP を加工して作成）

### (3) 未来の担い手育成【実施年度：建設協会との協議】

県内の建設業従事者は、55歳以上が4割を占める一方で、29歳以下は約9%と他産業に比して著しい高齢化や若手入職者の減少といった構造的な課題に直面しています。

このため、高知県では、県内土木建設科設置高校等と地元建設業界との連携強化に取り組んでいます。

本市では、この前段として四万十市立の小・中学校と建設業が連携・協力できるよう積極的に橋渡しを行い、建設業の重要な役割を広く周知すると共に、小学生には「身近に感じてもらうこと」中学生には「職業の一つとして意識してもらうこと」等というように段階的に意識の醸成を図り、未来の担い手の育成に努めます。

#### 未来の担い手育成内容（例）

##### ①現場見学会

市内の建設業が工事を行っている現場に小・中学生を案内し、この現場が「何の役割を果たすのか。どのような大きな効果があるのか。」などについて、説明を行う。なお、その工事の説明は、受注者・発注者の若手職員が自ら考え行うことで、小・中学生には身近な形で建設事業の役割や重要性を認識し、将来の職業の一つとして意識してもらうように努めると同時に、若い職員には仕事に誇りを持ってもらうよう取り組む。



##### ②出前授業

本市の建設業協会は、積極的に防災士を育成していることから、こういった防災士が講師となって小・中学生の防災教育と併せ

- ・東日本大震災における建設業の果たした役割（活躍）
- ・建設業協会と市で締結している災害時支援協定の内容や実際の取り組み
- ・建設業協会が寄付したかまどベンチの使用方法

などの授業を行うことを通じて、災害時における建設業の役割を広く周知する。

##### ③コンクールの開催

小・中学生の夏休みなどに「建設重機の絵」や「将来のまちづくり構想の標語」「工事現場安全管理ポスター」などの作品を募集し、

- ・積極的に取り組んだ学校に対する文房具や防災グッズの贈呈
- ・優秀な作品に対する表彰や記念品の贈呈
- ・特に優秀な作品のポスター印刷や看板での利用

などを行い、建設業の重要性や地域貢献をPRする。



（（一社）高知県建設業協会 HP より）

(4) その他検討事項【実施年度：未定】

①支援制度の検討

- ➡ 省力化や担い手育成等に繋がる支援制度を検討します。

②ICTの全面的な活用に向けた技術力の向上

- ➡ 国では、これまでのBIM/CIMの推進や情報化施工、3次元データの利活用などを踏まえ、ICTの全面的な活用に取り組んでいます。

このように建設業の生産性を向上させる取り組みは、そのプロセスにおいて受発注者が相互に連携しながら、必要な役割を果たすことが重要です。

このため、本市では、各段階における役割の相対的な重要性やその内容に適応した技術力の向上に積極的に取り組みます。



## 四万十市建設工事改善計画 Ver1

本 庁：〒787-8501 四万十市中村大橋通4丁目10番地 TEL：0880-34-1111(代)  
西土佐総合支所：〒787-1601 四万十市西土佐江川崎2445-2 TEL：0880-52-1111(代)